

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

1 随意契約の理由

本件工事は、県立図書館書庫狭隘化対策として、既存の固定書架を電動式集密書架に更新し、収容冊数の増加を図るための工事である。

大型書架の製作から搬入、組立、据付、電源工事等までの一貫した施工管理が必要であり、一般建築業者では対応が困難な特殊な工事であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。

2 見積書を徴する相手方の選定理由

- ・書架の製作から据付工事まで一貫して施工可能な者
- ・建設業法上の許可業種「建築工事業」及び「機械器具設置工事業」を有する者
- ・自社で製作工場を保有している者
- ・公共図書館等への施工実績がある者

上記に記載の条件すべてを満たす業者の中から3社を選定した。

変更契約の内容

変更契約年月日	年 月 日
変更後の完成年月日	年 月 日
変更後の契約金額	
変更契約をする理由	
☐ 1 現場精査による数量増（減）	
☐ 2 （ ）工事追加による増額	
☐ 3 その他（ ）	